

家計急変者への支援等についてのご案内

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る影響を受けて家計が急変した学生のみなさんへの支援等について、それぞれの諸条件を満たせば、下記各種制度を利用することが可能です。家計急変などにより学業継続が困難になった場合にはご相談ください。

1. 家計急変による経済困窮者への奨学金等について

(1) 高等教育の修学支援新制度について

「授業料等減免及び奨学金を給付する制度」 ※文部科学省

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm)

(2) 日本学生支援機構 緊急・応急奨学金制度について

「奨学金を貸与する制度」 ※日本学生支援機構

(https://www.jasso.go.jp/news/1327624_1545.html)

(3) 国の教育ローンについて

「教育のために必要資金を融資する制度」 ※日本政策金融公庫

(<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

2. お問い合わせ先（国の教育ローン以外）

四日市看護医療大学 教学課 (kyogaku@y-nm.ac.jp)

※国の教育ローン（日本政策金融公庫）に関するお問い合わせ先は以下の通りです。

日本政策金融公庫

TEL: 0570-008656 ※受付時間：月～金 9:00～21:00/土 9:00～17:00